「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」 における裁判管轄権規定(1)

―絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討―

安藤貴世

Takayo Ando. The Jurisdictional Provision in "the Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons" —A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Provision of the Absolute Universal Jurisdiction—. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 17-25.

The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons (1973) provides the jurisdiction with dual structure, the same as the Hague Convention for the Suppression of the Unlawful Seizure of Aircraft (1970), which establishes the primary compulsory jurisdiction of the States that have the direct concern to the offense and the subsidiary jurisdiction of the State in whose territory the alleged offender was found. However, the draft convention prepared by the International Law Commission (ILC) included the jurisdictional provision which obliges all the Member States to establish their jurisdictions over the offense, which means "the absolute universal jurisdiction."

This paper aims to clarify why this ILC's draft article was rejected and the dual jurisdiction was adopted, by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of ILC and the Sixth Committee of the UN General Assembly.

The analysis found that the absolute universal jurisdiction was rejected on the basis that the State which has the jurisdiction over the offense ought to have connections with the offense, and that the offense towards the internationally protected persons was not deemed as a crime over which the absolute universal jurisdiction was required.

- 1. はじめに
- 2. 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の概要
 - (1) 条約成立の背景と起草過程
 - (2)条約の保護対象,裁判管轄権規定の概要
- 3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案
 - (1) ILCによる起草案-ILC草案第2条
 - (2) 国連総会第六委員会における修正案 日本 修正案第2A条
 - (ここまで本号,以下は次号に掲載)
- 4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐる 各国の見解
 - (1) ILC草案第2条に反対する立場
 - ①裁判管轄権の規定方式に対する反対

- ②犯罪行為の性質に基づく反対
- ③属地主義の徹底に基づく反対
- (2) ILC草案第2条を支持する立場
- 5. おわりに

1. はじめに

国際テロリズムに対しては、特に2001年に発生した米国同時多発テロ以降、これまでに国連を中心として、安保理や総会による決議の採択など様々な対処が講じられてきている。他方で、その法的規制に目を向けると、国際法上テロリズムの定義が依然として確立していないことを主たる要因として、テロリズムに対し包括的な規制を行う国際

条約は未だに成立に至っていない¹。その代わり に、国連やその専門機関により、個別の犯罪類型 ごとにテロリズムの防止に関する13の多数国間条 約(以下,テロ防止関連条約)がこれまでに締結 されてきた²。このうち最初に締結された「航空 機内の犯罪防止条約」(1963年,以下東京条約)の 後に作成された12の条約のうち、「プラスチック 爆薬探知条約」(1991年)を除く11の条約はいず れも,以下のような二元的構造に基づく裁判管轄 権規定を有している3。つまり犯罪の行為地国と いった、違反行為に対し直接的な利害関係を有す る締約国に対して裁判管轄権の設定を義務付ける と共に、容疑者が自国領域内に所在する締約国(以 下,容疑者所在国)に対し,当該国が直接利害関 係国に「容疑者を引き渡さない場合に」裁判管轄 権を設定する義務を課すというものである。さら に訴追規定として,容疑者所在国は,「容疑者を引 き渡さない場合には一訴追のため自国の権限のあ る当局に事件を付託する義務が課されており、本 原則は「引き渡すか訴追するか (aut dedere aut judicare)」と称されている。このように,直接関 係国と容疑者所在国とに分けて規定するという二 元的構造に基づく裁判管轄権は、東京条約の後に 作成された「航空機の不法奪取の防止に関する条 約1(1970年,以下ハーグ条約)において最初に 設定されたものであり、それ以降作成された一連 のテロ防止関連条約は,基本的にこの管轄権設定 方式を踏襲している。こうした点から、この二元 的構造を有する裁判管轄権はハーグ方式に基づく 管轄権とも称され, テロ防止関連条約における裁 判管轄権規定としていわば定式化されているので ある。

このうち容疑者所在国に対し設定された裁判管 轄権の解釈をめぐり, 学説上は, 自国領域内に容 疑者が存在するという以外に訴追国が当該犯罪と の間に如何なる関係も有していない点を捉えて普 遍的管轄権を設定したものであると見なす見解が 多数的立場を占める⁴。他方でハーグ方式に基づ く管轄権規定においては、当該犯罪に対する直接 関係国とたまたま自国領域内に容疑者が所在して いる締約国のみに裁判管轄権が付与され, 更に(容 疑者所在国に関しては, 容疑者の引渡しを行わな

い場合という限定があるものの)その行使が義務 付けられているのであり、「すべての」締約国が能 動的に訴追を行う権限を有する「絶対的な」普遍 的管轄権 ("absolute" universal jurisdiction) が設 定されているわけではない点に留意しなければな らない⁵。この点を捉えて, ハーグ方式に基づい て規定された容疑者所在国の管轄権は、「制限的な」 普遍的管轄権ないし准普遍的管轄権と称されるこ ともある。

13のテロ防止関連条約のうち、最も初期に作成 された3条約(東京条約, ハーグ条約, モントリ オール条約⁶) は航空関連のテロリズムを規制す るものであり、すべてICAO (国際民間航空機関) により作成されたものであるのに対し、これら3 条約の次に作成された 「国際的に保護される者(外 交官を含む。) に対する犯罪の防止及び処罰に関す る条約」(1973年,以下,国家代表等に対する犯 罪防止処罰条約)は、国連の場において最初に作 成された条約である。本条約の裁判管轄権規定も, 犯罪に対する直接関係国に裁判管轄権の設定を義 務付けると共に、容疑者所在国に対しても容疑者 を引き渡さない場合には裁判管轄権の設定を義務 付けるという二元的構造を有しており、管轄権規 定の構造に関してハーグ条約との間に特段の相違 はない。他方で、条約の起草過程において、その 後のテロ防止関連条約における裁判管轄権規定の 方向性を決定付けたともいえる重要な議論があっ た点が注目される。具体的には、国連国際法委員 会 (International Law Commission, 以下ILC) が 作成した条約草案においては、違反行為に対する 直接的関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権 を設定するという, ハーグ条約のような二元的構 造を有する管轄権規定ではなく、締約国間で特段 区別を設けずに一元的な構造に基づく裁判管轄権 を設定し、すべての締約国に対し等しく管轄権を 付与するという「絶対的な」普遍的管轄権が規定 されていた。しかし、このILC草案を検討した国 連総会第六委員会における議論の結果⁷, こうし た一元的な構造を有する裁判管轄権の設定は見送 られ、いわばハーグ方式の管轄権規定に「戻る」 形で現行条約の管轄権規定が成立したのである。

本条約の管轄権規定に関する先行研究に目を向

けると、ILC草案において一元的な構造を有する 裁判管轄権が規定されていた点や、国連総会第六 委員会における議論の結果としてそれが結局退け られハーグ方式に則った二元的構造を有する裁判 管轄権が規定されるに至ったという経過について 言及するものは多くみられる。例えばGreenは, ILCが草案において普遍的管轄権を規定したこと を指摘した上で、このシステムはかなりの反対に あったとして,こうした反対は,直接的利害関係 国による第一次管轄権を提案した修正案に反映さ れ、これが第六委員会により採択されたとする8。 Woodは、ハーグ条約と異なる重要な点として、 ILC草案はすべての締約国が当該犯罪に対する管 轄権を持つべきことを規定しており、ILCはすべ ての締約国が容疑者の引渡しを求める法的地位を 有することを意図していたと思われると述べる。 その上でWoodは、第六委員会における作業の流 れは、新条約の制度をハーグ条約に近づけようと するものであったのであり、第六委員会における 各国代表者の大多数はハーグ条約の管轄権システ ムに賛同したと指摘する10。

このように先行研究は、ILC草案が規定していた一元的構造を有する裁判管轄権が結局採択されなかった点について触れてはいるものの 11 , その概要を述べるに留まっており、起草過程における具体的な議論を詳細に検討したものは殆ど見られない 12 。つまり、先行研究を見る限りでは、いかなる過程を経て、即ち各国のどのような考慮や思惑のもとで、ILC草案において当初設定されていた絶対的な普遍的管轄権が結局退けられ、最終的にはハーグ条約と同じ構造を有する管轄権規定に「戻る」に至ったのかという点が十分に明らかにされないのである。

他方で、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約は、ハーグ条約、モントリオール条約といったICAOによる航空関連のテロ条約の後に、国連の枠組で作成された最初のテロ防止関連条約であり、その後国連やその専門機関により作成された一連のテロ防止関連条約においても基本的には一貫してハーグ方式に基づく管轄権規定が設定されていることを鑑みても、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草にあたりハーグ方式の二元的構造

を有する管轄権規定をそのまま引き継ぐか、それ とは別の新たな管轄権規定である絶対的普遍的管 轄権を採用するかは、それ以降に作成されたテロ 防止関連条約における管轄権規定の方向性を左右 する非常に重要な論点であるといえる。

こうした点を念頭に、本稿は国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の裁判管轄権規定の成立経緯を主たる検討対象とする。具体的には、条約草案を起草・検討したILCおよび国連総会の一次資料(条約案を起草・検討した諸会議の議事録など)を用い、条約の管轄権規定の起草過程を詳細に分析・検証することを通し、ILC草案において当初規定されていた一元的な構造を有する管轄権規定がどのような経緯・議論を経て退けられ、最終的には直接的利害関係国と容疑者所在国とに分けて管轄権を規定するというハーグ条約と同様の二元的構造を有する管轄権規定が設定されるに至ったのかという点を明確にすることをその目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2.において、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約及び同条約の裁判管轄権規定の概要を示す。続く3.では、同条約の裁判管轄権規定の起草にあたり核となった2つの草案(ILC草案第2条、日本修正案第2A条)について、ILCおよび国連総会第六委員会の一次資料を手掛かりに概観する。さらに4.において、これら2つの草案をめぐる各国の見解について一次資料を基に詳細に検討する。5.は結論である。

なお,紙幅の関係上,本号では3.までの掲載 とし,4.および5.は次号(第33巻第2号)に掲載する。

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の 概要

(1) 条約成立の背景と起草過程

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約が作成された背景としては、言うまでもなく、国家元首や外交官など「国際的に保護される者」の誘拐・殺害などといった犯罪行為の増加がある。こうした行為は特に1960年代後半に急増し、1968年から1972年の間に46人の外交官らがテロ行為に遭い、

そのうち16人が殺害されている¹³。テロリストたちは、外交官等を誘拐し、人質として利用することにより、被害者たる外交官等の本国の外交的圧力を利用して自国政府との取引を有利に進めることを可能とし、例えば、政治犯として拘留されている仲間の釈放や身代金の獲得、自己の政治目的を報道させることなどに成功してきたのであり、外交官等に対する犯罪行為を国際テロリズムの一形態として利用してきたと言える¹⁴。

条約の起草過程に目を向けると, ILC がその第 22会期(1970年)に受領した書簡が直接的な契機 となっている15。これは、オランダ代表が国連の 安保理議長に送付した書簡(1970年5月14日, UNDOC. S/9789) がILC議長宛に転送されたもの で、外交官に対する攻撃の増加を背景として、彼 らの保護と不可侵を保障するための必要性を記し たものである。さらに翌年(1971年)の第23会 期において、ILCのKearney委員長により、外交 官及び国際的に保護される者に対する殺人,誘拐, 襲撃といった犯罪に関し、ILCが起草案を作成す ることが可能か否かについて検討すべきという提 案がなされたのを機に、ILCは本件の重要性と緊 急性を認識し、もし国連総会から草案作成を求め られれば総会第27会期(1972年)に提出すべく, 1972年のILC第24会期において草案を作成すると いう決定に至った。

その後、国連総会第26会期において採択された 決議2780(1971年12月3日)により, 総会がILC に対し,本件について早急に研究するとともに, 条約草案を作成し総会に提出することを求めたの を受け¹⁶, ILCは1972年の第24会期において草案 作成のための15カ国からなる作業部会を設置した。 作業部会はまず計7回の会合(1972年5月~6月) において全12カ条から成る草案を作成し、それら を含む第一報告書をILCに提出している¹⁷。ILCは 第一報告書を検討した後に改訂案を再び作業部会 に戻し, 作業部会は更にそれを踏まえた検討を重 ねた上で、ILCに第二、第三報告書を提出した¹⁸。 ILCはこれら2つの報告書を検討した後、暫定的 に12カ条の草案を採択し、これをコメンタリーと 共に国連総会に送付すると共に, 各国及び各国際 機関にもコメントを求めるため送付した。

以後の検討は国連総会に移り、ILCによる起草 案はまず総会第27会期(1972年9月28日~10月 10日)において議論された。ここでは、条約作成 の有用性・緊急性などについて疑義を呈する意見 も出されたものの、全体としては、ILC草案はか なり改善の余地はあるが、これを基礎として直ち に最終的な詰めを行いうるという意見が強かっ た¹⁹。続く第28会期では,第27会期において採択 された総会決議2926(1972年11月28日)に基づ き総会第六委員会においてILC草案が議論された が、これは数ある議題の中で最も長時間を要した 議題であった²⁰。1973年10月4日~12月1日まで の間に第六委員会において計46回の会合が当てら れ、これとは別に第六委員会により設置された15 カ国からなる起草委員会は約40回の審議を重ねた のである21。これほどまでに審議が長期化した要 因の1つとして、条約案の要とも言える管轄権に 関する条文(ILC草案第2条)に対し各国から多 くの意見が出されたことが挙げられる。

上記のような総会第28会期における第六委員会 および起草委員会による検討を経て,1973年12月 14日に前文及び12カ条から成る「国際的に保護さ れる者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び 処罰に関する条約」が総会決議3166(1973年12 月14日)により採択されるに至った²²。

(2)条約の保護対象,裁判管轄権規定の概要

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の目的は, その前文にあるとおり,外交官など国際的に保護 される者に対する犯罪が,正常な国際関係の維持 に重大な脅威を生じさせることを念頭に,こうし た犯罪を防止し処罰することにある。

本条約は、まず第1条第1項において「国際的に保護される者」として以下の者を挙げる。すなわち、同(a)号「国家元首、政府の長、外務大臣並びに同行する家族」および同(b)号「国家の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員で、犯罪時及び場所において国際法に基づき特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族」が本条約の保護対象である。続く第2条第1項では、「故意に」行う、「国際的に保護される者を殺害又は誘拐すること及びその者の身体・

自由に対する侵害行為」(同(a)号),「国際的に 保護される者の公的施設, 個人的施設, 輸送手段 に対する暴力的侵害行為でその者の身体・自由を 害する恐れのあるもの」(同(b)号),「こうした 行為の脅迫・未遂・加担」(同(c)-(e)号)を, 各締約国が自国の国内法により犯罪とすると規定 している。

更に、第3条において裁判管轄権について以下 のように規定する。

第3条

- 1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪 についての自国の裁判権を設定するため、必要な 措置をとる。
- (a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録 された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 犯罪が、 自国のために遂行する任務に基づき 第1条に定義する国際的に保護される者としての 地位を有する者に対して行われる場合
- 2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、か つ, 自国が1のいずれの締約国に対しても第8条 の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合 において前条に定める犯罪についての自国の裁判 権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。 3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁 判権を排除するものではない。

また、第7条において容疑者所在国による訴追 について以下のように規定する。

第7条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑 者を引き渡さない場合には, いかなる例外もなし に,かつ,不当に遅滞することなく,自国の法令 による手続を通じて訴追のため自国の権限のある 当局に事件を付託する。

第3条はまず第1項において,「犯罪行為地国ま たは船舶・航空機登録国」((a) 号), 「容疑者国籍 国」((b) 号),「被害者が任務を遂行している本国」 ((c) 号) に対し裁判管轄権を設定する義務を課

しており、これらの管轄権はそれぞれ属地主義(旗 国主義), 積極的属人主義, 保護主義に基づくもの と言える。第1項(a),(b),(c)号に規定された これらの締約国は、第2条に規定された当該犯罪 行為と直接的な関係を有しており, 容疑者が自国 領域内にいる締約国に対して容疑者の引渡請求を 行うことができるのであり、この点を捉えてこれ らの締約国は第一次的裁判管轄権を有していると される23。換言すれば、第1項に規定された締約 国以外の他の締約国は, 容疑者所在国に対し容疑 者の引渡しを請求する権限を有しておらず、これ らの締約国が自ら容疑者の身柄を確保する行動を とることができるのは自国領域内に限られる24。 続く同条第2項では、容疑者所在国に対し、第1項 に規定された直接関係国に容疑者を引き渡さない 場合に裁判管轄権を設定する義務を課しており, 同条第1項,第2項によりハーグ方式に基づく二 元的構造を有する管轄権が規定されていると言え る。更に第7条において、容疑者所在国に対し、容 疑者を引き渡さない場合にはいかなる例外もなし に, 訴追のために自国の権限ある当局に事件を付 託する義務を課しており25,「引き渡すか訴追する か」という原則に則った訴追規定が設定されてい るのである。

3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案

(1) ILCによる起草案 - ILC草案第2条

国連総会からの要請を受けて作成されたILC草 案の射程は、外交官と国際的に保護される者に対 する犯罪に制限されていたが、ILCはこの作業が より広い問題, つまりテロリズムの防止, 抑止, 処罰における国際的な協力をなしうるための法規 則の形成過程において重要な前進となると認識し ていた²⁶。草案に関するILCのコメンタリーによ れば、特に本草案は、国際的に保護される者に対 して重大な違反を犯したと信ずるに足る者に、こ れ以上 "safe-havens" (安全地帯, 逃げ場) が提供 されないことを確保することを目的とし,この目 的を達成するために、①当該犯罪に対しすべての 締約国が管轄権を行使できる基盤を付与する、② 容疑者所在国に、その者を引き渡すか訴追のため に権限ある当局に付託するという選択肢を付与する,という2つの点に重心を置いているのであり,前者は草案第2条,後者は第6条において具現化されている 27 。

このうち草案第2条は,条約が適用される犯罪とそれらの犯罪を訴追・処罰する締約国の権限について以下のように規定する 28 。

ILC草案第2条

- 1 締約国は、動機にかかわらず、意図的な次の行為を、当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。
- (a) 国際的に保護される者またはその自由に対する暴力的行為
- (b) 国際的に保護される者またはその自由を危険 にさらすような、その公的施設、個人的施設への 攻撃
- (c) これらの行為と関連するあらゆる脅迫
- (d) これらの行為の未遂
- (e) これらの行為に加担する行為
- 2 締約国は、これらの犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 3 締約国はこれらの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

ILCのコメンタリーは、草案第2条の重要な側面として、管轄権を主張する基礎として第1項に普遍主義が組み入れられているとし、更に、海賊行為に対する管轄権と同種の管轄権の基礎を設定するにあたり、第1項は、奴隷貿易や麻薬取引といった国際社会全体に関わる犯罪の防止・処罰における協力を規定する条約と同じ範疇に本草案を位置付けた、と指摘する²⁹。また第1項は管轄権行使について規定することを意図しているが、いかなる疑義も生じさせないために、ILCは第3項において、管轄権の設定についてハーグ条約に規定されているような特定の要件を含めることとしたとする³⁰。

上記の草案第2条第1項及び第3項により,すべての締約国は,当該犯罪行為の行為地に関わらず,

つまり当該犯罪行為が何処で行われようとも, そ れらの行為を自国の国内法のもとで犯罪とするこ と及び当該行為に対し自国の裁判管轄権を設定す ることが義務付けられている。つまり二元的な構 造を有するハーグ方式の管轄権規定と異なり、ILC 草案第2条に規定された裁判管轄権は、締約国間 で特段区別を設けず, すべての締約国に対し条約 の違反行為に対する管轄権を等しく付与し、更に その設定を義務付けるという一元的な構造を有し ている点に大きな特徴がある。換言すれば、犯罪 行為に直接的な利害関係を有する締約国に限らず, ILC草案第2条の管轄権規定に基づき、すべての 締約国が容疑者所在国に対し、その訴追のために 容疑者の引渡しを請求する権限を有するのであり、 こうした点からILC草案においては「絶対的な」 普遍的管轄権が規定されていると言える。

また草案第6条は、「容疑者が領域内に所在する 締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、 いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞するこ となく、自国の法令による手続を通じて訴追のた め自国の権限のある当局に事件を付託する。」と規 定する31。これは「引き渡すか訴追するか」とい う原則を具現化した規定であり、容疑者所在国は、 容疑者を引き渡すか訴追のために権限ある当局に 付託するかの選択肢が付与され、このうちいずれ かを行わなければならない。同様の原則を規定す るハーグ条約第7条においては、「その犯罪行為が 自国の領域内で行われたものであるかどうかを問 わず という文言が含まれていたが、これはすで に草案第2条第1項に含まれているという理由か ら草案第6条においては規定されてないこととなっ た32。

(2) 国連総会第六委員会における修正案-日本修 正案第2A条

裁判管轄権を規定するILC草案第2条に対し,国連総会第28会期の第六委員会において各国から修正案が提出されたが,このうち議論の主たる対象となったものは日本政府により提出された修正案であった。日本修正案の内容は,第一に,ILC草案第2条第1項の「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず」とい

う文言を削除すること,第二に,草案第2条第3項 を削除し,代わりに新条文第2A条を挿入すること を提案するものである。第2A条は以下のように規 定する 33 。

日本修正案第2A条

- 1 締約国は、次の場合において第2条第1項に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- (a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録 された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき 国際的に保護される者としての地位を有する者に 対して行われる場合
- 2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第7条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

この日本修正案は、ILC草案が設定する絶対的な普遍的管轄権に代えて、犯罪に対する直接関係国に一次的管轄権を設定し、容疑者所在国に二次的な管轄権を設定するという、ハーグ方式に則った二元的構造を有する裁判管轄権を規定するものである。

修正案を提出した日本政府の見解は以下のとおりである³⁴。まず日本政府は修正案提出にあたり,外交官等に対する犯罪行為は,単に彼らの身体・自由を侵害するのみならず,外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも危険ならしめるものであると見なした上で,本法案の目的は,外交官等に対する故意の且つ重大な犯罪を犯した者が処罰されない状態を避けるシステムを作ることであり,換言すれば,犯人が所在国の裁判に付されない場合は,必ず他国に処罰のため引き渡されることを義務付けることであると主張する。日本政府の見解によれば,ILC草案は管轄権の設定に際し完全な普遍主義の立場を取っているが,上記の目的を達成するには,ILC草案第2条第1項及び第3項の如き完全な形での普遍的

管轄権を設定しなくとも, ハイジャック防止等に 関するハーグ条約にある管轄権規定で十分である。 また、国家により国内法システムが異なり、普遍 的管轄権を適用することを許容しないシステムを 有する国家もあることから, 起草案の採択を容易 にするために,絶対的普遍的管轄権を設定する代 わりに、草案第2条第3項をハーグ条約の文言に 沿ったものとすべきことを提案するのである。更 に日本政府によれば、この修正案は、犯罪行為に 直接関係する締約国、すなわち犯罪行為地国(日 本修正案第2A条第1項(a)号),容疑者国籍国 (同(b)号),被害者がその国のために任務を行っ た国(同(c)号)に対し第一次的管轄権を規定 するという,管轄権の設定を特定の場合に制限す るアプローチを取っているのであり、既に広く受 容されているハーグ条約の形式に従っているとい う理由で各国家の国内法体系に一層容易に受け入 れられるものである。

更に日本修正案の第2A条に,第3項として「この条約は,国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という文言が追加され,これが日本,オランダ,フィリピンによる共同修正案となった³⁵。この共同修正案は第六委員会1424会合において採択され³⁶,他の諸修正案と共に起草委員会に付託されることとなった³⁷。起草委員会では第六委員会での大多数の賛成票に鑑み,実質的な修正については特に検討されず,仏語テキストの訳の修正を除いて第六委員会で採択された共同修正案がそのまま採択された³⁸。これに対し第六委員会において更なる修正案が提出されたが,結局1437会合において共同修正案全体が賛成多数で採択され,これが現行条約第3条として結実したのである。

(以下は第33巻第2号に掲載。)

^{1 1996}年に国連総会決議 A/RES/51/210 (1996年12月17日) によりテロ問題に関するアドホック委員会が創設された。現在も包括的テロリズム防止条約の審議が進められているものの,作業部会においては依然として民族解放運動に関する意見の対立が存在し,テロリズムの定義について未だに合意に達していない。

² 成立順に、①航空機内の犯罪防止条約(東京条約, 1963

- 年),②航空機不法奪取防止条約(ハーグ条約,1970年),③民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約,1971年),④国家代表等に対する犯罪防止処罰条約(1973年),⑥人質行為防止条約(1979年),⑥核物質防護条約(1980年),⑦空港不法行為防止議定書(1988年),⑧海洋航行不法行為防止条約(1988年),⑨大陸棚固定プラットフォーム不法行為防止議定書(1988年),⑩プラスチック爆薬探知条約(1991年),⑪爆弾テロ防止条約(1997年),⑫テロ資金供与防止条約(1999年),⑬核テロリズム防止条約(2005年)
- ³ プラスチック爆薬探知条約は管轄権に関する規定を有 していない。
- 4 普遍的管轄権(普遍主義に基づく管轄権)とは,管轄権行使の対象とされる犯罪行為と訴追国との間に,他の管轄権の根拠(属地主義,属人主義,保護主義など)においてみられるような連関(犯罪行為地という領域的連関,容疑者又は被害者との国籍的連関,犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害)が無くとも,すべての国に当該犯罪の容疑者に対する管轄権の行使が認められるとする原則である。容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権が普遍的管轄権に基づくものであるかをめぐる諸解釈に関しては,拙稿「国際テロリズムに対する法的規制の構造—"aut dedere aut judicare"原則の解釈をめぐる学説整理を中心に—」『国際関係研究』第31巻第2号(2011年)61-70頁参照。
- 5 この点に関しては前掲拙稿66-68頁参照。ハーグ方式に基づく管轄権規定において能動的な訴追権限を有するのは,換言すれば容疑者所在国に対し容疑者の引渡請求権限を有するのは,犯罪行為地といった,違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国のみである。これに対し海賊行為は,すべての国家が能動的に海賊を捕らえその訴追において自国刑法を適用することができるという「絶対的な」普遍的管轄権に服することが国際慣習法上確立されている。「絶対的な」普遍的管轄権という言葉に代えて、「完全な」普遍的管轄権という用語が用いられる場合もある。
- 6 1971年民間航空不法行為防止条約
- ⁷ 国連総会の6つの主要委員会のうち第六委員会は主に法 律問題を取り扱う。
- 8 Green, Allen B., "Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons; An Analysis," Virginia Journal of International Law, Vol.14:4, 1974, p.715. この修正案は、日本、オランダ、フィリピンによるもの。この点については本稿3. で詳述。
- Wood, Michael C., "The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, Including Diplomatic Agents," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.23, 1974, p.804.
- ¹⁰ *Ibid.*, p.804, p.807.
- ¹¹ その他にこの点について指摘するものとして、山本条 太「国際テロリズム規制のための法的枠組」『ジュリス

- ト』No.871, 1986年, 55頁;古谷修一「普遍的管轄権の法構造(2)」『香川大学教育学部研究報告』第 I 部第76号, 1989年, 91-92頁;坂本まゆみ「条約上のテロリズム対処システムに関する一考察」『法學新報』第110巻第9・10号, 2004年, 175-176頁など。ILC草案の管轄権規定の概要について詳細に述べたものとして, Rozakis, Christos L., "Terrorism and the Internationally Protected Persons in the Light of the ILC's Draft Articles," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 23, 1974, pp.52-54.
- 12 なお, Bloomfield, L.M., & G.F. FitzGerald, *Crimes against Internationally Protected Persons: Prevention and Punishment*, Praeger Publishers, 1975 はpp.80-87 において,第六委員会での議論を比較的詳細に記しているものの,各発言についてそれらが如何なる国によるものであるかまでは明記していない。
- ¹³ 林司宣「テロリズムの国際的規制」『ジュリスト』No.644, 1977年, 119頁。
- ¹⁴ 西井正弘「外交官等保護条約の意義」『島大法学』第27 巻,1978年,20-21頁。
- 15 条約の起草過程については、A/8710/Rev.1 Report of the International Law Commission on the Work of its Twenty-Fourth Session, Supplement No.10 (Extract from the Yearbook of the International Law Commission 1972 Vol. II) (以下、A/8710/Rev.1) pp.309-311 paras1-64. 及び http://untreaty. un.org/cod/avl/ha/cppcipp/cppcipp.html (Procedural History、最終アクセス日2012年6月24日) などを参照。
- 16 決議2780はこのほかに,事務総長が加盟国に対し,外 交官等の保護に関するコメントをILCに提出するよう要 請すること等を勧告した。外務省国際連合局政治課『国 際連合第28回総会の事業』(下巻)1974年,384頁。
- ¹⁷ U.N. Doc. A/CN.4/L.186.
- ¹⁸ 第二報告書 U.N. Doc. A/CN.4/L.188 and Add.1, 第三報 告書 U.N. Doc. A/CN.4/L.189.
- 19 外務省国際連合局政治課『国際連合第27回総会の事業』 (下巻) 1973年, 285頁。
- 20『国際連合第28回総会の事業』388頁。
- ²¹ 同上,なお起草委員会の構成は,日本,インド,アラブ首長国連邦(アジア),コロンビア,メキシコ(ラ米),ソ連,ブルガリア(東欧),米,英,仏,西独,スウェーデン(西側),ケニア,マリ,チュニジア(アフリカ)であった。
- 22 1977年2月20日に発効。
- 23 山本前掲論文, 54頁。
- 24 古谷前揭論文, 94頁。
- 25 事件を訴追のための手続に付託すれば条約上の義務を 果たしたことになり、起訴・審理・処罰の有無及び態 様はその国の裁量事項である。山本前掲論文,55頁注 8。
- ²⁶ A/8710/Rev.1, p.311, para65.
- ²⁷ *Ibid.*, p.312, para67.
- ²⁸ *Ibid.*, p.315.

²⁹ *Ibid.*, p.316.

- 30 Ibid.
- ³¹ *Ibid.*, p.318.
- ³² *Ibid.*
- ³³ UN Doc. A/C.6/L.912.
- 34 以下日本政府の見解について、A/C.6/SR.1394-1459, Official Records of the General Assembly, Twenty-Eighth Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 19 September-17 December 1973, United Nations, New York, 1975. (以下, Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee), p.75, 1412th meeting, paras22-26.; ibid., p.100, 1417th meeting, para5.; ibid., p.139, 1424th meeting, para66.
- 35 UN Doc. A/C.6/L.912 Rev.1.
- 36 賛成50(日本,フィリピン,西側,ケニア,ガーナ,メキシコ等),反対15(ソ連圏,ブラジル等),棄権18(アルゼンチン,アルジェリア,ビルマ等)で採択。
- 37 UN General Assembly, A/9407 (10 December 1973), Draft Convention on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Sixth Committee, p.17. 他の修正案としては、アルゼンチンによる修正案 (L919/Rev1) やベルギー、スペイン、タイによる共同修正案 (L937) などがあるが、いずれも日本修正案が提案したようなハーグ方式に基づく二元的な構造を有する管轄権規定を提案するものではなく、ILC草案と同じく一元的な構造を有するものであった。
- ³⁸ Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee, p.205, 1435th meeting, para13.